

第127号議案

指定管理者の指定の件（神戸国際展示場）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸国際展示場

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

神戸コンベンションコンソーシアム

代表者 一般財団法人神戸観光局

代表理事 尾山 基

3 指定期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

理 由

神戸国際展示場の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸国際会議場・神戸国際展示場の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸国際会議場・神戸国際展示場

2. 指定管理者

神戸コンベンションコンソーシアム

代表者 一般財団法人神戸観光局 代表理事 尾山 基

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館9階

構成団体：一般財団法人神戸観光局

日本コンベンションサービス株式会社

株式会社神戸ポートピアホテル

3. 指定期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日

4. 納付金等（予定額）

（千円）

| | 納付金 | 魅力向上のための投資 |
|-------|---------|------------|
| 令和2年度 | 210,000 | 20,000 |
| 令和3年度 | 210,000 | 20,000 |

5. 選定までのスケジュール

令和元年12月16日（月）申請要領及び申請様式配布

令和元年12月25日（水）申請書類受付

令和2年1月15日（水）経済観光局指定管理者選定評価委員会

6. 選定理由

神戸市の公の施設の指定管理者制度運用指針において、「施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）場合」については、公募によらず指定管理者を指定することができるとされている。

神戸国際会議場・神戸国際展示場は、現指定管理期間以降に再整備の方向性を検討する予定であり、現指定管理者である神戸コンベンションコンソーシアムの財務状況や今後の事業計画等を経済観光局指定管理者選定評価委員会において総合的に評価したところ、良好で安定的な運営が期待できると認められたことから、次期指定期間の指定管理者としての業務遂行能力を有するものとして選定した。

【施設の概要】

●神戸国際会議場

(1)設置目的 本市における国際交流の推進並びに市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため。

(2)所在地 中央区港島中町6丁目9番地の1

(3)開設時期 昭和56年3月

(4)規模構造・施設内容

敷地面積：6,759.14 m²

延床面積：13,172.1 m²（神戸国際会議場部分のみ）

主な内容：メインホール（692席）、国際会議室、レセプションホール、
中・小会議室18室

(5)使用時間・休館日

使用時間：午前9時～午後9時

休館日：年末年始（12月29日～1月3日）

指定管理者が施設等の管理上必要があると認めた日

(6)利用状況 平成30年度 会議件数：291件 延べ参加者数：552,045人

●神戸国際展示場

(1)設置目的 本市における産業貿易の振興及び経済交流の促進並びに市民の福祉の増進を図るため。

(2)所在地 中央区港島中町6丁目11番地の1

(3)開設時期 1号館 昭和56年2月 2号館 平成3年3月 3号館 平成18年5月

(4)規模構造・施設内容

敷地面積：全体26,807.41 m²

延床面積：全体36,268.26 m²

展示面積：13,600 m²（1号館1階3,000 m²、2階3,000 m²、2号館3,800 m²
3号館3,800 m²）

(5)使用時間・休館日

使用時間：午前9時～午後5時

休館日：年末年始（12月29日～1月3日）

指定管理者が施設等の管理上必要があると認めた日

(6)利用状況 平成30年度 催事件数：193件 延べ参加者数：1,002,936人